

契約法の知識構造と知識ベース

— 説例 7 f に国連売買条約を適用する場合を例として —

吉野一

明治学院大学法学部

yoshino@mh.meijigakuin.ac.jp

1 はじめに

本研究では、国連売買条約(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods、略称 CISG)を中心として契約法の知識構造を解明し、それに基づいて法律知識ベースを構築している。われわれは、国連売買条約の法的知識の分析と知識ベースの構築を通じて、契約法の知識構造を、とくに体系構成の点を中心に解明し、それを法律知識ベース上に実現できた。本報告では、これまで作成された、またこれから拡充されていくわれわれの国連売買条約の知識ベースに表現されている契約法の知識構造の体系を、その理論的基礎から、また実例に則して、明らかに示すことにしたい。

本研究の立脚点は論理法学である。本報告は、論理法学の観点から、法の基本構造を示す。そして、これを枠組みとして、契約法の構造を、具体的事件に国連売買条約(CISG)を適用したとき、法的判断をそこから演繹できるような体系として、解明し、提示する。その際、法文とその効力を規定するメタ法文の関係を基点として考察する。契約法の体系を成立せしめている知識構造の解明を主たる目標とする。

2 論理法学的観点

考察の視点・方法は論理法学である。論理法学(Logical Jurisprudence, Logische Rechtslehre)は、従来、法論理学と呼ばれた法(哲)学の一学科の法学的発展形態であり、その命名は私による。

論理法学は、法学で伝統的に考えられてきた「意味としての法規範」は存在しないと考える。文、より正確に言えば、法的な文、すなわち、法文を法学的認識の直接の確かな対象とする。法文は「要件→効果」の構造を有する法ルール文と法的事態を記述する法事実文とからなる。これが法的世界を表現する単位である。論理法学は、法文の他に、真理値および推論規則を基本概念とする。真理値は、文の「真」か「偽」かの値であり、法文については「効力がある」か「効力がない」かである。推論規則は、論理的に妥当な推論となるための規則であり、法的推論の基本式型である。論理法学は、法の世界をできるだけこの法文、真理値および推論規則の三つから説明しようとする。

論理法学は法的推論を正当化の推論と発見の推論に分ける。論理法学においては、法的推論は法文の展開(創設)過程として把握される。判決は、法規と事実だけからは演繹されないが、法律家が暗黙のうちに前提にしている法原則、法律用語についての常識、そして法的発見の推論により定立する法規の解釈命題等の諸法文を明示し追加することによって、法規と事実とそれらの付加された法文とから演繹されるものとして示されうる。したがって正当化される。論理法学は、法的知識を詳細に分析し、そのような法的正当化の推論を成り立たしめている法律家の暗黙知や創設された諸法文を認識し、明示する。論理法学は、まず第一に、(法的正当化の推論において)法的結論をそこから演繹できるような法知識の体系を、諸法文の論理的結合として、解明し、提示することを目指す。(この課題の解明は法的発見の推論の解明の前提となる。)

3 法的知識の基本的構造

ここで契約法の具体的構造を解明するための枠組みとして法の基本構造を示す。

法文は要素文と複合文という概念で整理されうる。要素文は、契約条項の一文、法規の一文などで、例えば、「AはBに代金一万ドルを支払わねばならない」や「車両は、車道を通行しなければならない」(道交法一六条一項一文)など。複合文は、要素文の集まりに名前を与えたもので、例えば、AB間の契約(書)、制定法の節、部、さらには法典自体など。この区別をすることによって、諸法文の効力を法文の存在形態に即して形式化することができる。

次に、オブジェクト法文とメタ法文という区別が重要である。オブジェクト文はオブジェクト(対象)について記述する文である。法的世界では「義務」がオブジェクトである。オブジェクト法文は人の義務を規律している。「BはAに代金一万ドルを支払わねばならない」あるいは「車両は、車道を通行しなければならない」(道路交通法第十七条一項一文)はオブジェクト法文である。メタ文は文について記述する文である。メタ法文は、法文について規律している。より正確に言うと、それは法文の効力について規律している。メタ法文の効力について記述しているメタ法文もある。メタ法文の例を挙げれば、「法律は公布の日より起算して満二〇日を経て之を施行する」(法例第一条)や「この条約は、営業所が異なる国にある当事者間の物品売買契約につき、次の場合に適用する。(a)これらの国が、いずれも締約国である場合、…」(CISG 一条一項a)など。

法は、この二つのタイプの文を使い分け、それらを有機的に結合することによって、法的世界を記述している。法は、最終的には、人の義務を規律している。どのような法的義務が存在するかは、義務を記述する諸法文、すなわち、オブジェクト諸法文の効力によって決まる。オブジェクト法文の効力は、メタ法文によって規律されている。

4 設例 7 f とその解

国際売買契約に関する具体的例を設定し、その事例に対する問を立て、その問に対する法的解を導出し、

その解を演繹することができる契約法の知識構造を明らかにすることにしたい。

【設例】

- 1) 四月一日、ニューヨークの農業機械メーカーAが日本商社Bのハンブルク支店に対して、申し込みの手紙を発信した。手紙の内容は、AがBに農業耕作機械一式を代金五万ドルで売るというもので、Aは当該機械をBに対して五月一〇日までに引き渡す、Bは代金をAに対して五月二〇日までに支払うこととあった。
 - 2) 四月八日、その手紙はBのハンブルク支店の郵便受けに届いた。
 - 3) 四月九日、BはAに電話をした。「申込みは承諾する。」
 - 4) 五月一日、Aは農業機械をニューヨーク港において日本のコンテナ船に引き渡した。
 - 5) 五月三十一日、機械はBのハンブルグ支店に届けられた。
 - 6) 六月五日、Bは機械を検査した。
 - 7) 五月一〇日、Bは代金五万ドルをAに対して支払った。
 - 8) 八月一〇日、機械は動作異常、原因は接続ギアの不良であると判明。Bは直ちにAにその事実を告げた。
 - 9) 九月一日、BはAに物品の契約不適合を一ヶ月以内に修理するよう要求した。
 - 10) 一〇月一日までに、Aは不適合の修理を行わなかった。
 - 11) 一〇月一〇日Bは契約の解除を宣言した。
- この事例に対し、次の問をたてることができる。

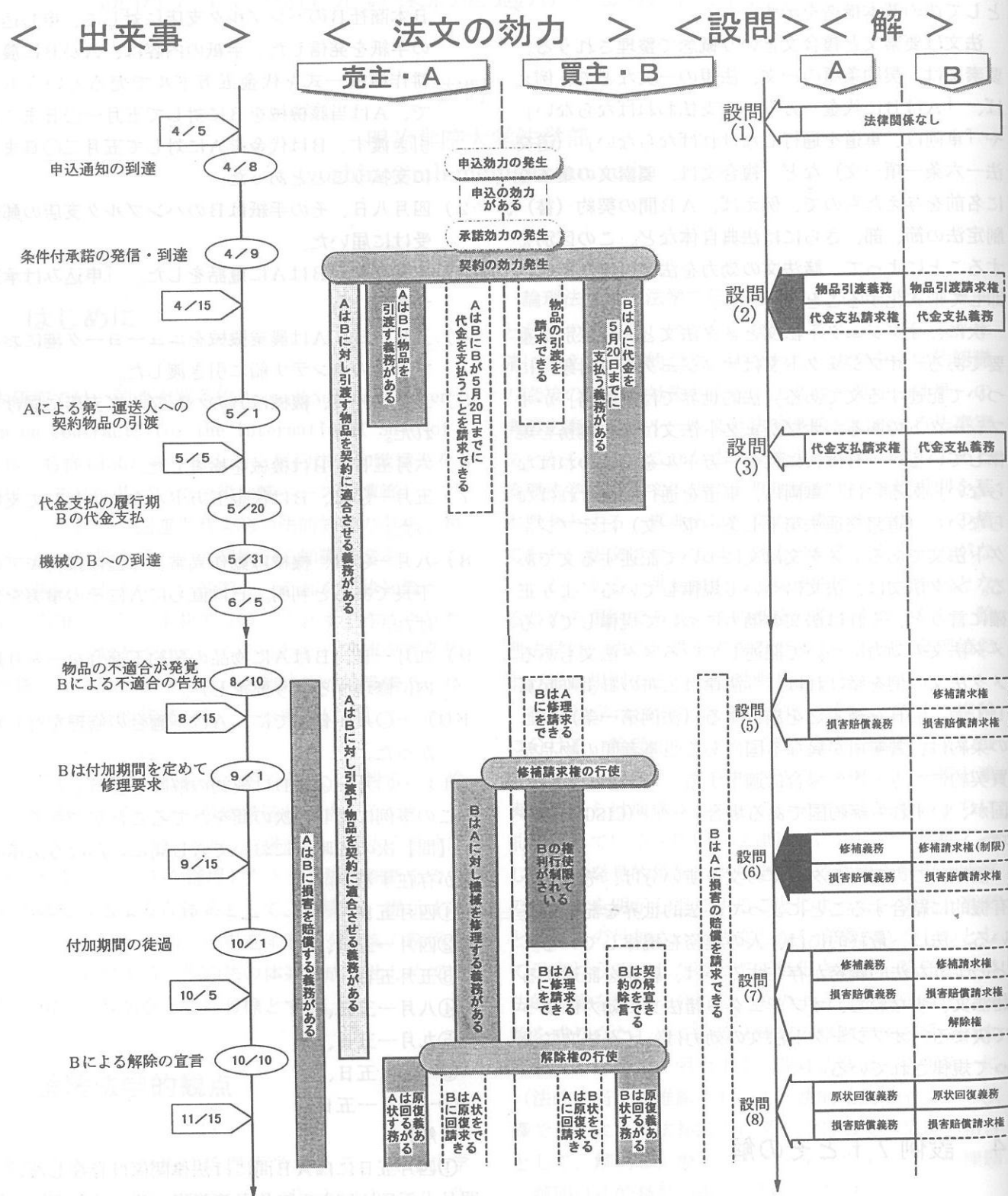
【問】次の各時点においてAB間にいかなる法律関係が存在するか。

- ①四月五日、
- ②四月一五日、
- ③五月五日、
- ④八月一五日、
- ⑤九月一五日、
- ⑥一〇月五日、
- ⑦十一月一五日。

【解】

①四月五日にはAB間には法律関係は存在しない。四月十五日にはAの物品引渡義務、Bの代金支払い義務、そしてこれに対応して、BにはAに対する物品引渡請求権、AにはBに対する代金支払い請求権がある。

図 1



②五月五日には、Aの物品引渡義務はもはや存在せず、Bに代金支払い義務、Aに代金支払い請求権のみがある。

③八月十五日にはAに損害賠償義務、Bには損害賠償請求権と修補請求権がある。

④九月十五日にはさらにAに修補義務があり、Bの修補請求権は行使が制限されている。

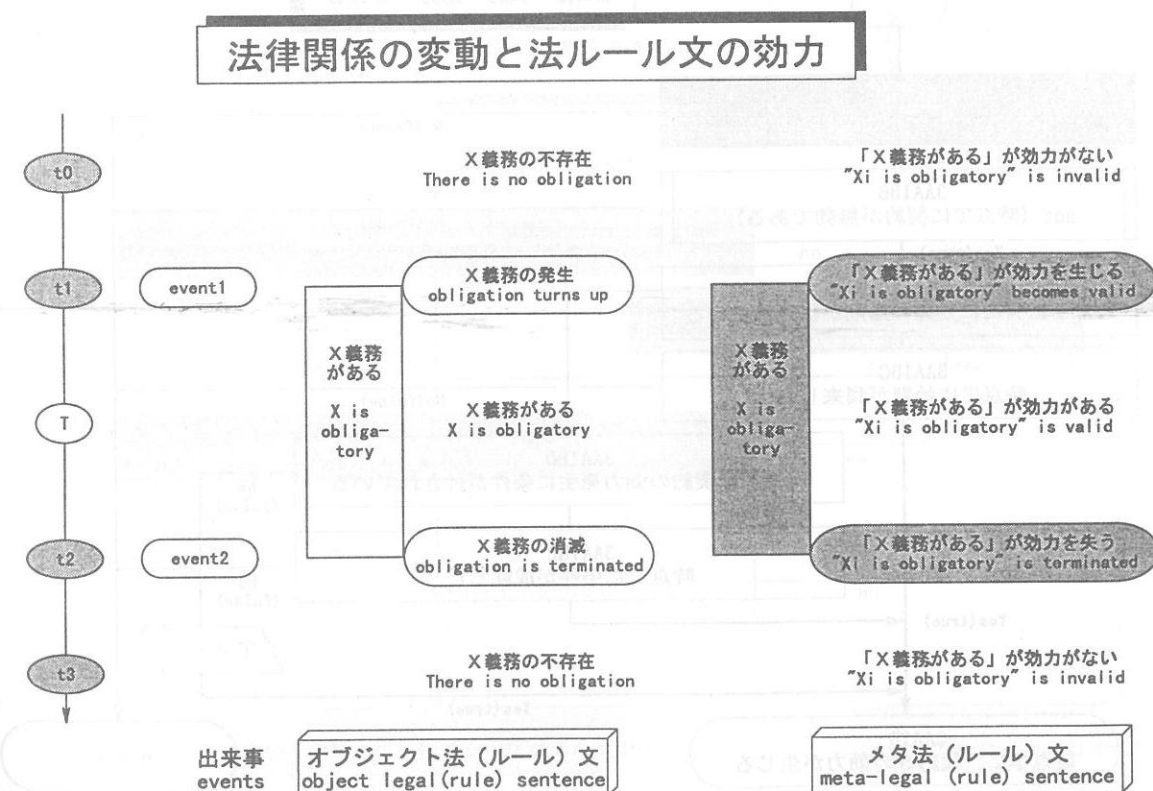
⑤十月五日にはその行使の制限がなくなるとともに、新たにBに契約を解除する権利がある。

⑥十一月十五日には損害賠償義務を除くすべての権利義務関係がなくなっており、新たにAB双方に現状回復義務がある。

このような解が導出されるのは、図1のような法律関係の帯図が成り立つからである。この図では法律関係は義務と権利を記述する法文の効力のある時間的範囲として表現されている。以下に、上記の解を導出することを可能にしている契約法の知識構造を明らかにする。

4 法律関係の変動を確定する契約法の構造

図 1 a



4・2 法文の効力に関する基本的メタ法ルール文

法文が効力があることを決めるために次の基本的メタ法ルール文が妥当している。

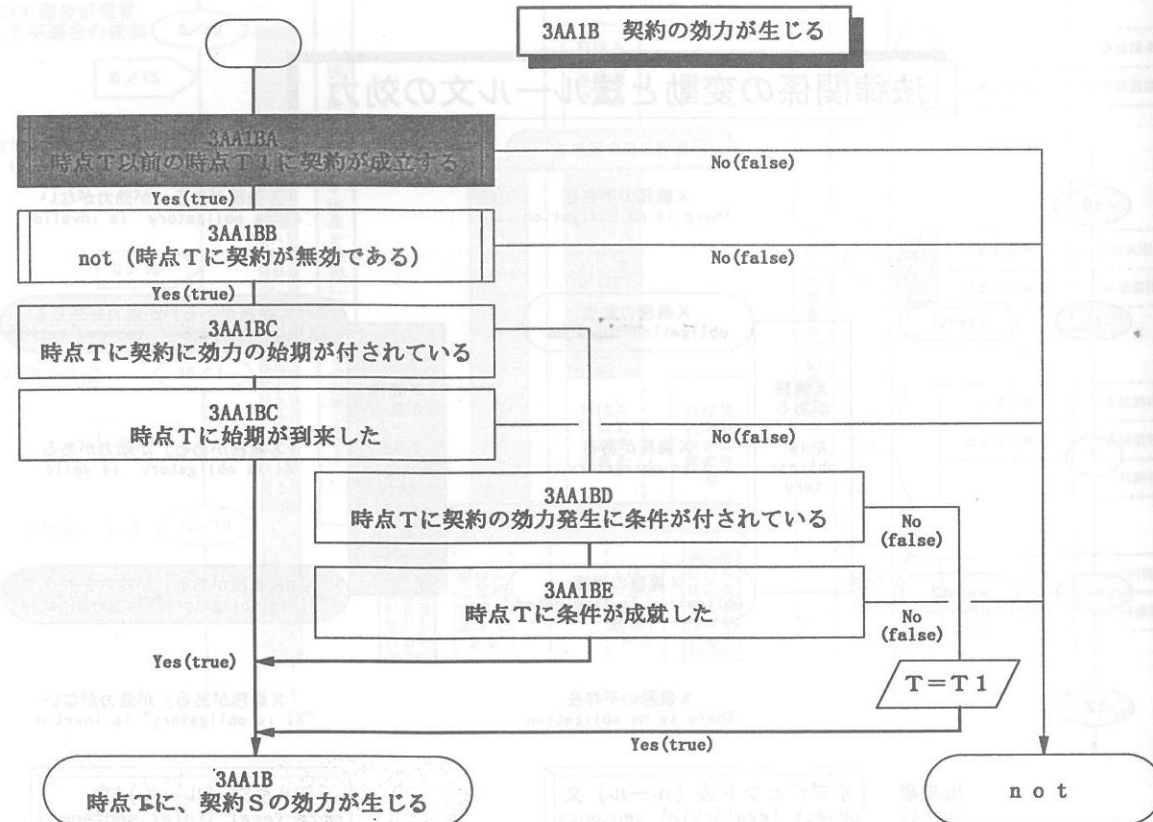
mr1 「法文Sが時点Tに事項Eに対し効力があるのは、法文Sが時点T1に事項Eに対して効力が生じ、かつ、法文Sが時点T1以降Tまでに事項Eに対して効力を失うことがないときでありかつそのときに限る。」

この法ルール文は CISG に規定されているわけではない。また他の制定法に規定されていることもない。CISG を含めてすべての実定法が暗黙知として前提している、法体系を成り立たしめているところの基本的メタ法ルールである。法文が「効力がある」ことを判断するあらゆる場合にこれは適用される。

このルールを前提とし、またこのルールの下に、いかに諸法文が体系化されるか。すべてのメタ法ルール文は、この基本的メタ法ルール文の二つの要件である「法文の効力発生」と「法文の効力消滅」の下にくるサブルール文として体系化されるのである。すなわち、それらはこの二つのいずれかの要件の充足または非充足を判断するために用いられる。

4・3 義務の発生を確定する法の構造

図 2



法的義務が発生するのは、法義務文（オブジェクト法文）の効力が発生するからである。

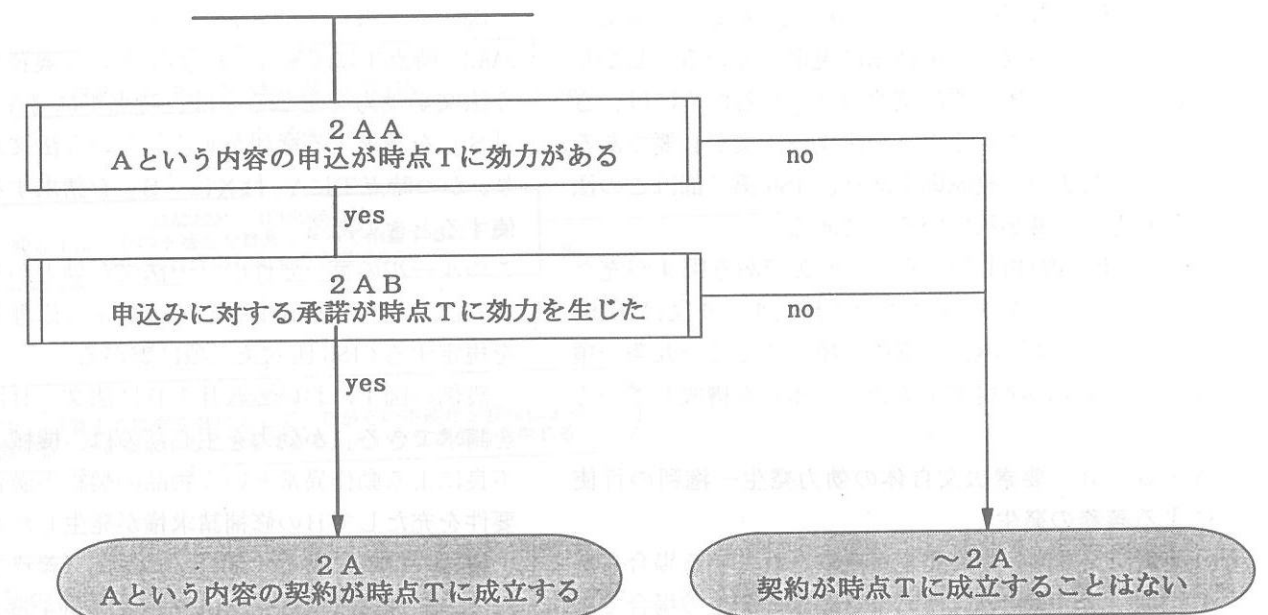
4・3・1 複合法文の効力発生に伴う要素法文の効力発生

法文の効力が発生する場合には、複合法文の効力発生がメタ法ルール文によって規律されていて、複合法文の効力発生からその要素法文の効力発生が帰結される場合がある。設例の法律関係変動の帯図（図1）の4月9日の時点における契約の効力発生の場合がこれにあたる。複合法文として契約の効力が発生したので、その要素文である義務文（オブジェクト法文）「AはBに物品を引渡す義務がある」と「BはAに代金を五月二十日までに支払う義務がある」の効力が発生したのである。契約法の主要部分は、法文としての契約自体の効力変動、すなわち、その効力発生と消滅を規定するメタ法文なのる。

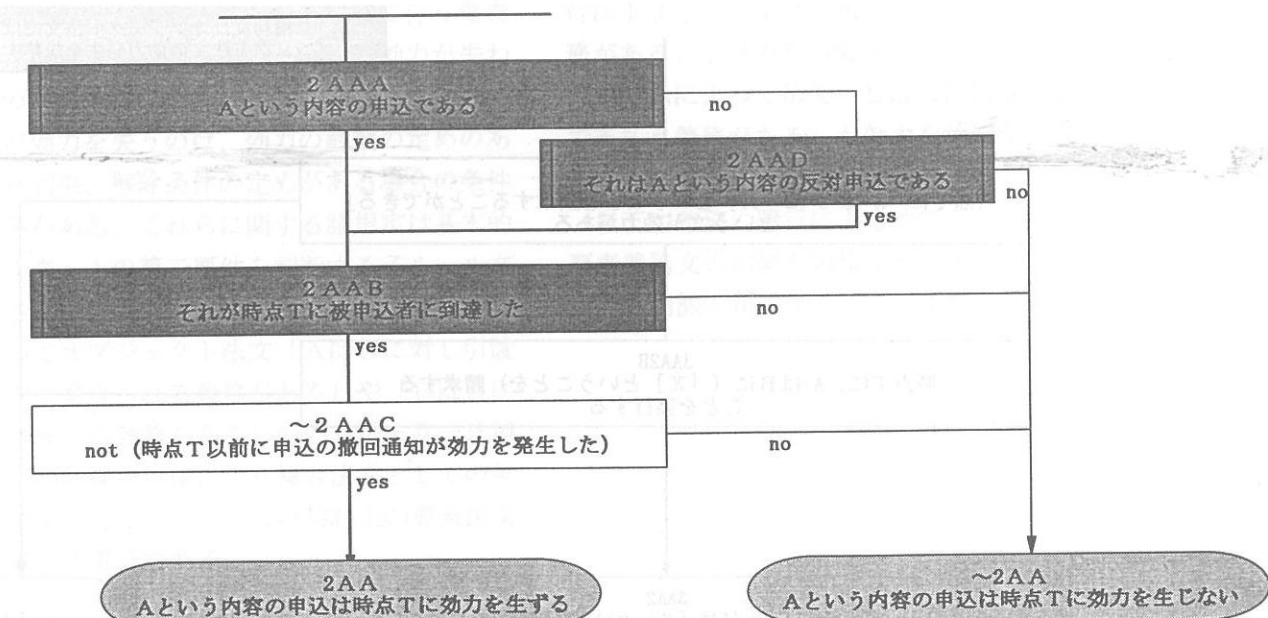
4・3・2 契約の効力発生を確定する法ルール文

図 3

2 A 契約の成立時期 § 23



2 AA 申込の効力発生 § 15



契約の効力発生を確定する法ルール文の流れ図で図示すると図2の通り。

図2の3AA1BAは契約成立という要件を示している。「契約が成立した」ということは、「それが法文として成り立った」ということである。法文として成立した文のみ法的効力の評価の対象となりうる。

CISG 第二部は第一四条から第二四条までの条文において「契約の成立」を詳細に規定している。しかし、それらの規定が体系的に関連づけられるためには、さらに、図3で示されるような法ルール文が必要である。これは契約法の一般原則であり、CISG 第二部はこの法文を前提して書かれているのである。

図3の第一要件はその子ルール文である図4が充たされたとき真となる。図4で示されたルール文は、CISG 一四条、一五条一項、一五条二項、そして一九条一項および二四条の諸規定を統合し、体系を構成している。

4・3・3 要素法文自体の効力発生—権利の行使による義務の発生

要素法文自体の効力発生が規律されている場合もある。例えば、権利の行使による義務の発生の場合である。図1の修補請求権の行使によりオブジェクト法文「BはAに対し機械を修理する義務がある」が効力を

発生する場合はこれにあたる。

論理法学は、権利を記述する文は、メタ法文の一種と考える。ある権利があるということは、それに関連した一定の法文を定立できるということである。上記の修理請求権の行使により具体的な修理義務が発生する場合はまさにこの例である。

次のメタ法ルール文が妥当する。

3AA2「時点Tに『X には「S」という義務がある』という法文が効力を生じるのは、時点Tに『Y は X に「S」を請求する権利がある』という法文が効力があり、かつ時点TにY はXに「S」を請求する権利を行使するときである。」

このルールの第一要件の「…法文が効力がある」は基本的法メタルール mr1 を経て、買主の修理請求権発生を規定する CISG 四六条三項に繋がる。

設例の図1において八月十日に法文「BはAに修理を請求できる」が効力を生じたのは、機械の接続ギア不良による動作異常という物品の契約不適合が本条の要件を充たしてBの修補請求権が発生したからである。

権利の行使によるオブジェクト文（義務文）の効力発生と修理請求権の発生の流れ図は図4および図5の通り。

図4

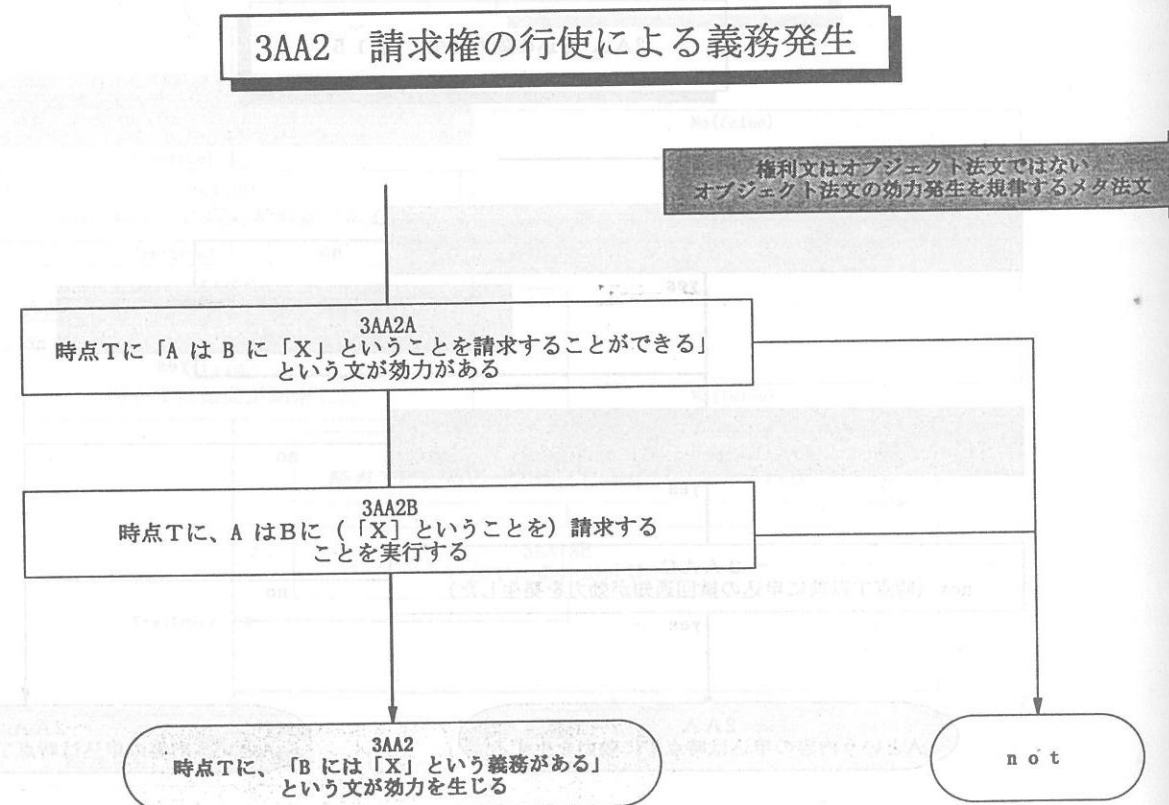
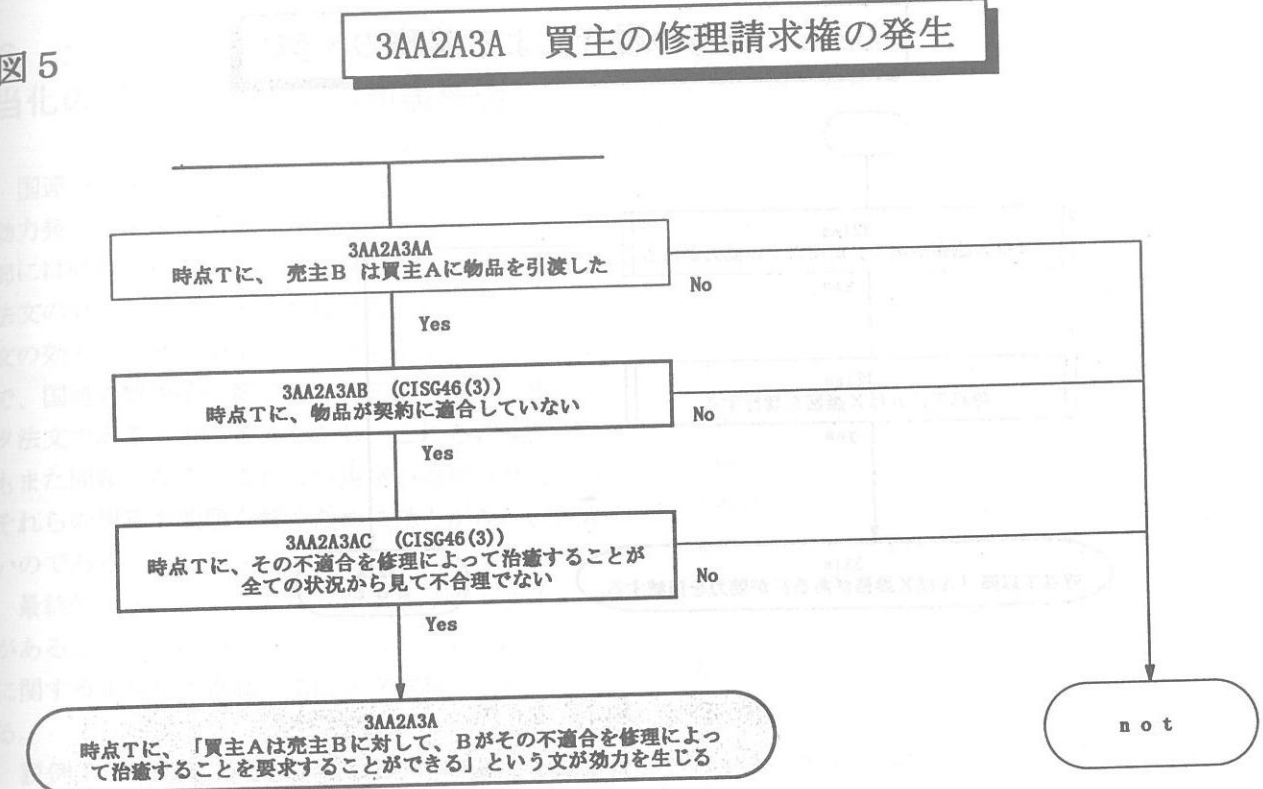


図5



4・4 義務の消滅を確定する法の構造

義務の消滅とは、その義務を記述する法文が効力を失うことである。

4・4・1 複合法文の効力消滅に伴う要素法文の効力消滅

ここでも複合法文の効力変動は要素の法文の効力変動を伴う。すなわち、複合法文の効力消滅に伴う要素法文の効力が消滅する場合がある。契約の効力が失われると契約の要素法文の効力が失われる。法文としての契約自体が効力を失うのは、効力の終期の定めのある場合の期日到来、解除条件の定めがある場合の条件成就、解除等がある。これらに関する諸規定は基本的メタ法ルール文 mr1 の第二要件を判断する子ルール文の下に統合されうる。

図1においてオブジェクト法文「AはBに対し引渡す物品を契約に適合される義務がある」や「BはAに対し機械を修理する義務がある」の効力が十月一日消滅するのは、解除権の行使により複合法文としての契約の効力が消滅したこととともない契約上の要素法文の効力が消滅する場合である。

4・3・2 要素法文自体の効力消滅—義務の履行による義務法文の効力消滅

契約全体が効力を失う場合の他に、契約の一条項が契約全体の効力から独立に消滅することもある。次の法ルール文が妥当と思われる。

mr4b「要素オブジェクト法文の効力が消滅するのは、その義務が履行されたときである。」

例えば、図1の五月一日においてAの引渡義務の履行によりオブジェクト法文「AはBに物品を引渡す義務がある」が効力を消滅する場合や五月二十日にBの代金支払によって法文「BはAに代金を五月二十日まで支払う義務がある」が効力を消滅する場合は、この法メタルール文の適用による。

以下に義務の履行によるオブジェクト法文としての要素義務文の消滅を規律する法ルール文と複合法文の効力を消滅を規律する法ルール文の流れ図を示す。

図 7

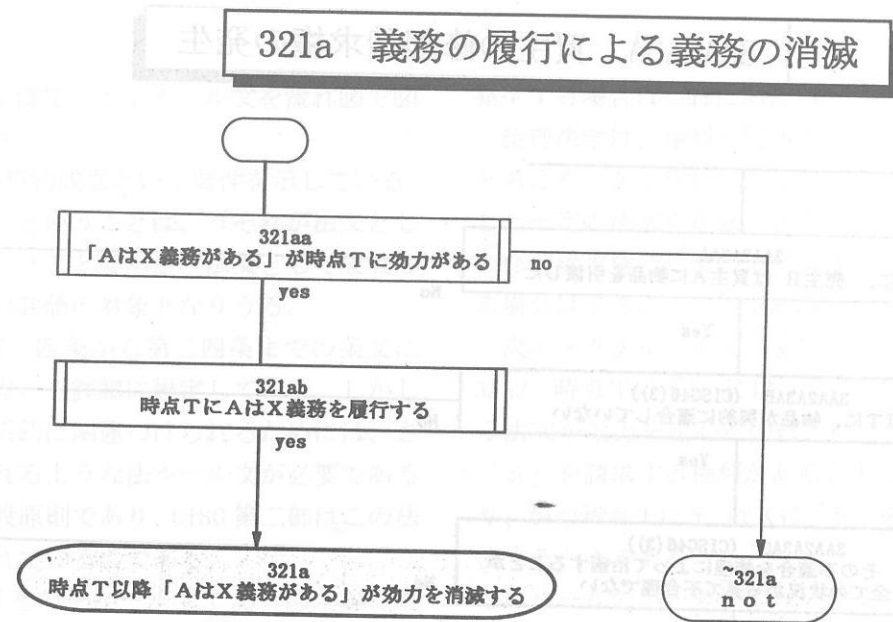
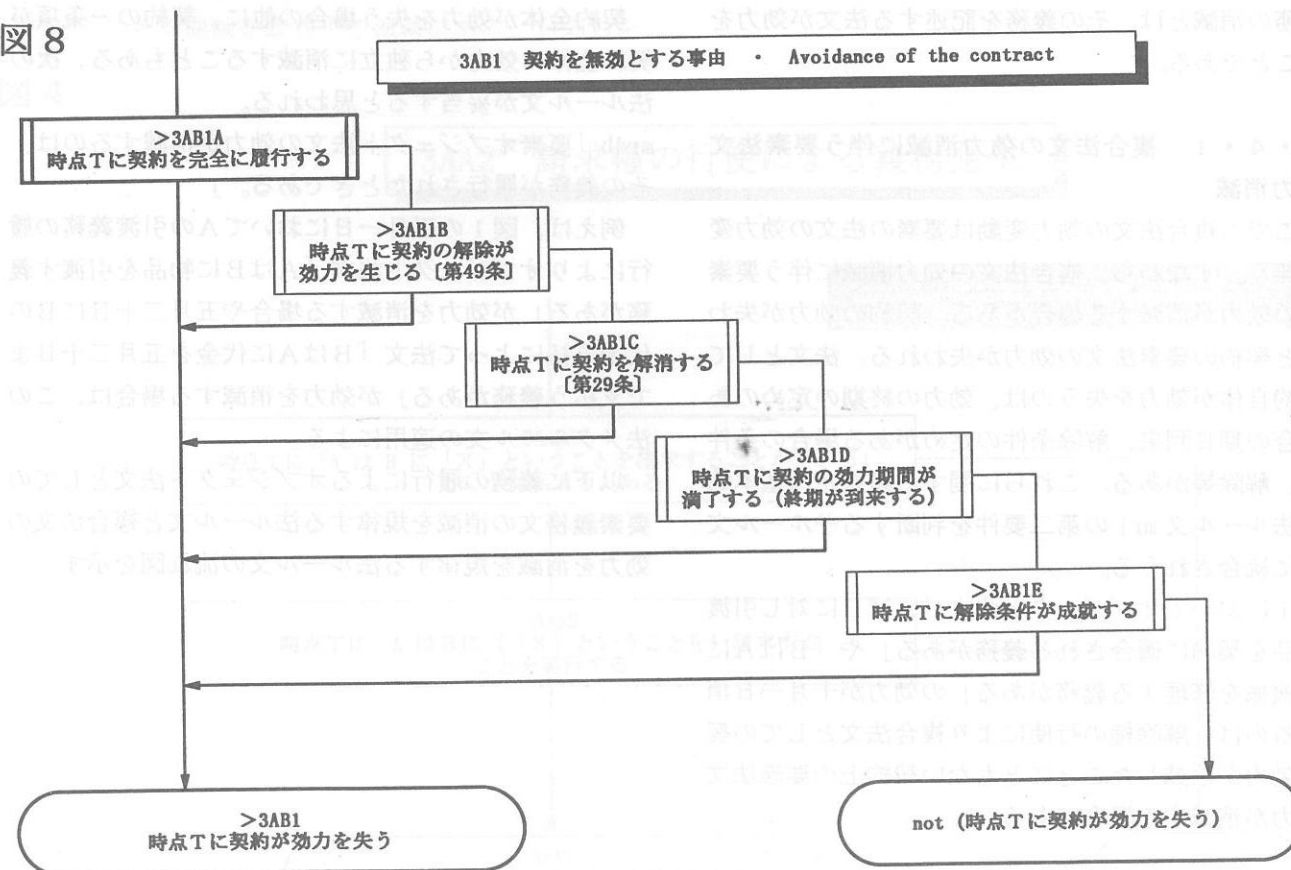


図 8



6 法の効力に関する段階的な法的正当化の推論とその法的知識構造

国連売買条約の第二部は、契約の成立という法文の効力発生を決定する重要な要件を規律している。第三部には修理義務や損害賠償義務文などのオブジェクト法文の発生に関する規定や解除などのオブジェクト法文の効力の消滅に関する規定を含んでいる。その意味で、国連売買条約の第二部と第三部の多くの規定はメタ法文であると言える。しかし、これらの規定の効力もまた問題となる。これらの規定が適用されるには、それらの規定が問題を解くために効力がなければならぬのである。

最終的な法文、すなわち、オブジェクト法文の効力があることが証明されるまでには、一連の法文の効力に関する正当化の推論（法的メタ推論）が存在している。

説例 7 f における法文の効力の証明過程を以下にトレースして説明する。

まず、前章で述べた国連売買条約の適用を前提とした上でのオブジェクト法文の効力を証明する過程を示す。「9月15日に「Aは機械の修理をする義務がある」という文が効力がある」ことが証明されたのは、「9月1日に文「Aは機械の修理をする義務がある」が効力を生じる」が証明され、前述の基本的法メタルール「法文Sが時点Tに効力を有するのは、法文Sが時点T以前のT1に効力を生じ、かつ法文Sが時点Tまでに効力を失うことがないときである」の要件が満たされ、その適用が成功したからである。次に「9月1日に文「Aは機械の修理をする義務がある」が効力を生じる」が証明されたのは、「9月1日に「BはAに機械の修理を請求できる」が効力がある」が証明され、請求権の行使による義務文の効力発生を基礎づける前述の法ルール文の適用が成功したからである。「9月1日に「BはAに機械の修理を請求できる」が効力がある」が証明されたのは、「8月10日に「Bは機械の修理を請求できる」が効力を生じる」が証明され、基本的法メタルール文の適用が成功したからである。「8月10日に「Bは機械の修理を請求できる」が効力を生じる」が証明されたのは、「8月10日に「Aは（契約に適合した）機械をBに引き渡す義務がある」という内容の契約（の要素文）が効力がある」が証明され、国連売買条約 46(3)の適用が成功したからであ

る。「8月10日に「Aは（契約に適合した）機械をBに引き渡す義務がある」という内容の契約（の要素文）が効力がある」が証明されたのは、「当該契約が4月9日に効力を生じる」ことが証明され、基本的メタルール文の適用と、複合法文と要素法文の効力を複合法文の効力から導き出す法ルール文の適用が成功したからである。「当該契約が4月9日に効力を生じる」ことが証明されたのは、「当該契約が4月9日に成立した」が証明され、前述の契約効力発生に関する法ルール文の適用が成功したからである。「当該契約が4月9日に成立した」が証明されたのは、前述の契約成立に関する法ルール文とその下にくる国連売買条約第二部が適用され、その要件がすべて満たされて、その適用が成功したからである。

以上述べた過程は図9および図10に示される。読者には、図10の一番下の証明結果から上へと読んで行ってもらいたい。

さて、本推論過程で適用された国連売買条約はなぜ適用可能であるのか。それらが適用されるためには、同法が当該説例の問題を解くのに効力がなければならない。「国連売買条約が出来事の時点4月9日当該事例に対して効力がある」がいかにして証明されるか。国連売買条約の効力に関する推論がなされ、これが証明されるからである。

そこで、次に国連売買条約の効力の証明過程を以下にトレースしていく。契約成立に関する推論からそれを解くために適用される国連売買条約の第二部の具体的効力を証明する推論へ、さらに、そこから同法第二部もその一部を含む国連売買条約全体の効力を証明する推論へと、法文の効力の根拠を遡って法的正当化の推論過程を図11～図13に示す。

これらの法文の効力に関する推論をコンパクトにまとめて図示したのが図14である。図14では、法文の効力の根拠を遡る正当化の推論が最後には根本法ルール文で基礎づけられることを示している。根本法ルール文の効力の根拠が別の法ルール文に依拠することはない。「根本法ルール文は効力がある」ことが前提とされる。ここで、遡ってきた効力の正当化の推論はとまることになる。また図14は、「法文が効力ある」ことを証明する正当化の推論過程で、本稿で明らかにした基本的法メタルールが常に適用されるということを示しやすく示している。基本的法メタルール文の効力も、それが効力がある、と前提される。

「契約の成立」に関する推論

図 1 1

設問：契約は成立しているか？

結論：契約は成立している。

CISG 第2部、第23条

時点Tに契約は成立する ←
時点T1に申込が効力を生じた &
時点T1以後の時点Tに承諾が効力を生じる

証明：1996年4月8日に申込が効力を生じた

証明：1996年4月9日に承諾が効力を生じる。

事例に CISG 第2部を適用すると「契約が成立している」ことが証明される。
その適用に際しては CISG 第2部が本事例に対して効力があることが前提されている。
それは自明ではない。それはルールへの効力に関するメタ推論の結果演繹されるべきもの。

図 1 2

事項に対する CISG 第2部の具体的効力に関する推論

設問：

CISGは本件売買契約に対して効力があるか？
(適用できる)

結論：

CISGは本件売買契約に対して効力がある。

CISG 第1部、第1条(1)(a) (CISG 題2部に対するメタルール)

CISGは事項Xに対して効力がある ←
Xが営業所が異なる国にある当事者間の物品売買契約である &
これらの国がいずれも締約国である

事実：1996年4月1日に米国に営業所のあるAがドイツに営業所のあるBに農業機械の売却を申し込んだ。

事実：米国とドイツはいずれもCISG締約国である。

CISG 第1部の効力も証明される必要がある。

図 9

CISGは出来事の時点4月9日に当該国際動産売買契約の事例に対して効力がある

契約法の全内容：
契約が時点Tに成立する。
% A contract is concluded at the time T ←
申込が時点Tに効力を生じた
% An offer becomes effective at the time T1 &
申込に対する承諾が時点T以後の時点Tに効力を生じる
% The acceptance of an offer becomes effective at the time T
after the time T1.
およびこのルールのサブルール

1) 4月1日に、A (在ニューヨーク) がB (在ハンブルク) に対し
申込を発信した。内容は
AがBに農業機械一式を引渡す (5月10日まで)
BはAに5万ドルを支払う (5月10日まで)
機械の輸送はアメリカの貨物船にて行う
というものであった。
2) この書状がBに到達した (4月8日)。
3) 4月9日Bは電話で「先の申込を承諾する。ただし
機械は日本のコンテナ船で運ばれたし」と告げた。

「Aは農業機械一式を買主に引渡す義務がある。買主は代金5万ドル
をAに支払う義務がある」という内容の契約が4月9日に成立した

時点Tに契約CSの効力が生じる ←
時点T以前の時点T1に契約が成立する & % rule 「契約成立」へ
not (時点Tに契約が無効である) &
((3AA1BC 時点Tに契約の効力が付されている &
3AA1BC 時点Tに効力が付されている) &
(3AA1BC 時点Tに契約の効力が付されている &
(3AA1BD 時点Tに契約の効力が付されている &
3AA1BE 時点Tに、条件が成就した)) &
(3AA1BD 時点Tに契約の効力が付されている &
'd_call' (T=T1))))

「Aは農業機械一式を買主に引渡す義務がある。買主は代金5万ドル
をAに支払う義務がある」という内容の契約が4月9日に効力を生じる

図 1 0

文Sが時点Tにおいて効力を有する ←
文Sが時点T以前のT1に効力を生ずる &
not (文Sが時点Tまでに効力を失う)

「Aは農業機械一式を買主に引渡す義務がある。買主は代金5万ドル
をAに支払う義務がある」という内容の契約が8月10日に効力がある

文「買主は契約不適合の物品の修理を請求する
ことができる」が時点Tに効力を生ずる ←
売主は買主に物品を引渡した &
物品が契約に適合していない &
不適合を修理することが不合理でない

8月10日に「Bは機械の修理を請求できる」という文が効力を生じる

文Sが時点Tにおいて効力を有する ←
文Sが時点T以前のT1に効力を生ずる &
not (文Sが時点Tまでに効力を失う)

8月15日に「Bは機械の修理を請求できる」という文が効力がある

文「AはBに対してXという義務がある」が効力がある ←
時点Tに文「BはAにXを請求することができる」が効力がある &
BはAにXを請求する

9月1日にBはAに機械の修理を要求した

9月1日に「Aは機械の修理をする義務がある」という文が効力を生ずる

文Sが時点Tに効力を有する ←
文Sが時点T以前のT1に効力を生ずる &
not (文Sが時点Tまでに効力を失う)

9月15日に「Aは機械の修理をする義務がある」という文が効力がある

CISG 全体の一般的効力に関する推論

図 1 3 結論:

CISG が時点 1996 年 4 月 9 日に効力がある

基本メタルール:

文「S」が時点 T に効力がある ↔

文「S」が時点 T 1 に効力が生じる &

not (文「S」が時点 T 1 以降 T までに効力を失う)

証明: CISG が時点 1998 年 1 月 1 日事項 E に対して効力が生じる

CISG 第 IV 部 第 99 条: ii (CISG 第 1 部に対するメタルール)

この条約は時点 T に効力が生じる ←

T は、第 10 番目の批准書が寄託された日から 12 箇月が経過した後

初の月の初日である

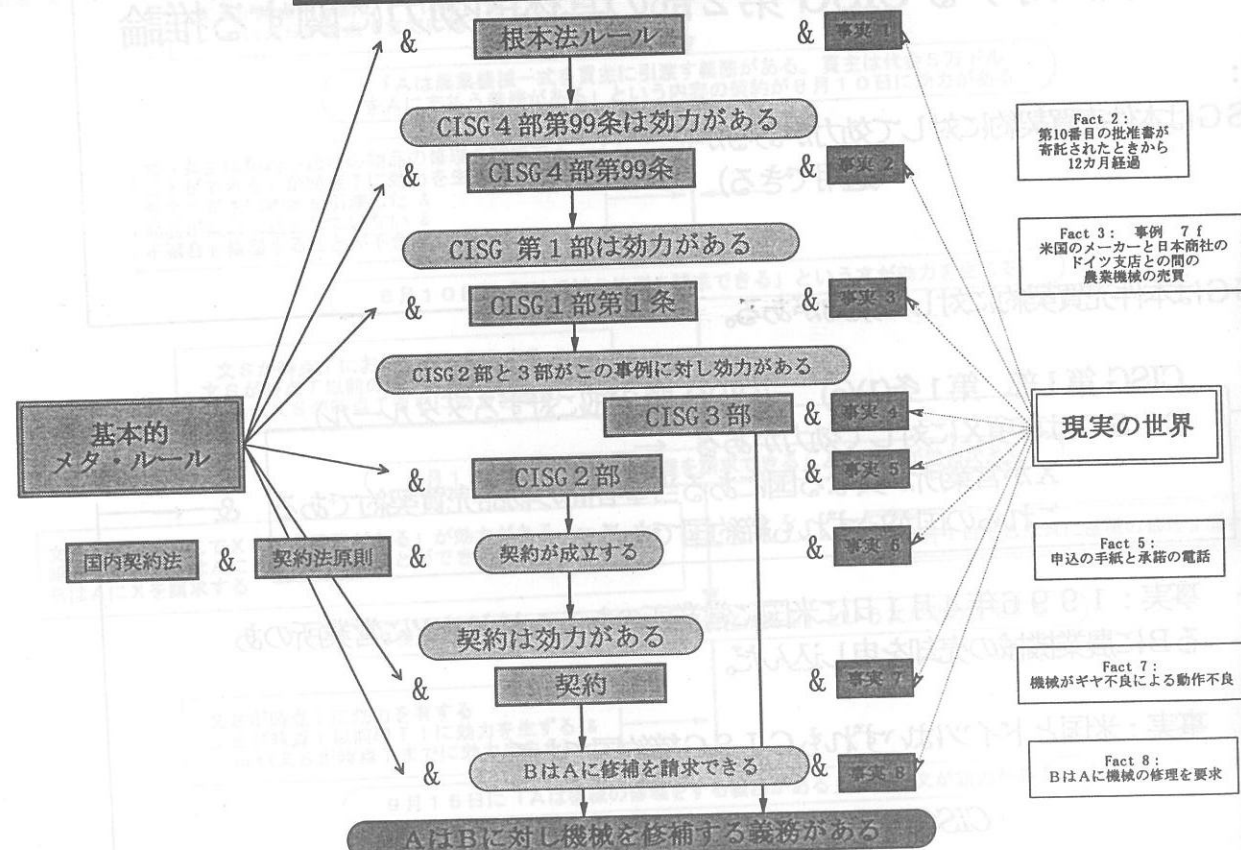
事実:

1986 年 12 月 11 日米国と中国が第 10 番目に批准書を寄託した。

証明不可能: CISG が時点 1998 年 1 月 1 日以降 1996 年 4 月 9 日まで効力を失う

図 1 4

法文の効力の段階構造と演繹過程



5 むすび

本研究で、私は、われわれの法律知識ベースによっても形式化されているところの契約法の知識構造を、国連売買条約を例として、法の体系化の点を中心に、論理法学の観点と方法に基づいて、解明し、提示した。その際、法文に関する二つの基準、すなわち、複合法文と要素法文およびオブジェクト法文とメタ法文を軸として、法的知識の基本構造を示し、そして、その枠組みを当てはめ、法律関係の変動を義務を記述する法文の効力の変動として形式化し、具体的事例における出来事の推移に伴う法律関係の変動を演繹的に証明しうる契約法の体系構造を明らかにした。さらに契約法の効力を基礎づける効力に関する法的正当化の推論の構造も解明し、示した。

これらの分析と構成においては、われわれのアプローチは、非常に単純な要素から成り立っている。すなわち、基本的には「法文」、「その効力」および「論理」から、すべてが説明されたのである。

このようにして契約法体系の演繹構造が解明されたので、国連売買条約の知識ベースの構築が可能となった。また、知識ベースを用いて、本報告であげたような説例に対して、出来事のいかなる時点をとっても、法律関係の変動と法律関係の状態を推論することが可能となっているのである。

今後の課題は、本説例を法の解釈と類推適用の役割が際だつようにさらに改訂し、そのような事例を解釈や類推を用いて解決する法的発見の推論の知識構造を分析し、その推論をコンピュータ上に実現することである。この課題の研究は既にスタートしているが、研究成果としては、もう少し詰めてから公開することにしたい。

【あとがき】 本報告は、本科研費重点領域研究「法律エキスパートシステムの開発研究—法的知識構造の解明と法的推論の実現」の研究成果の一部を構成するものであるが、1996 年 10 月に青山大学で開催された私法学会において報告を元に、さらに加筆して作成された。なお近刊予定の『私法』に掲載の私の論文「契約法の構造—国連売買条約を例として」参照。『私法』の論文では紙数の関係から、CISG 第一部および第四部と関連する法文の効力の段階構造については割愛したが、本稿ではその部分も登載した。共同研究のメン

バー、とくに加賀山茂教授、松本恒雄教授、曾野和明教授、山手正文助教授、桜井成一朗助教授には、国連売買条約の分析に際しご協力いただいた。また「法律エキスパート」研究室のスタッフの協力もいただいた。特記して謝意を表する。

【文献】

- [1] Yoshino, H., 'Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf Rechtsnormen' in: *Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Instituts Band 7)*, Wien (Manz-Verlag) 1982, S. 142ff
- [2] 吉野一編著『法の論理構造分析と実験的システム作成による法適用への電算機応用の可能性の検討』昭和五八年度文部省科学研究費補助金(一般研究 B)研究成果報告書、一九八四年
- [3] 吉野一「法規範文の理論の着想」『判例タイムズ』五五七号、一九八五年、六頁以下
- [4] 吉野一編著『法律エキスパートシステムの開発研究—法的知識構造の解明と法的推論の実現』科学研究費補助金重点領域研究(領域番号一〇九)研究成果報告書)一九九四年三月刊、一九九五年三月刊、一九九六年三月刊
- [5] Yoshino, H., "The Systematization of Legal Meta-inference", in: *Proc. The Fifth International Conference on Artificial Intelligence and Law*, (ACM) 1995, pp. 266-275